# 「国連生物多様性の10年」の対応について(案)

# 1. 背景

世界的に生物多様性の損失に歯止めがかからない現状を踏まえ、2011 年から 2020 年までの 10 年間を「国連生物多様性の 10 年」とし、愛知目標の達成に向け、 各国が積極的に取り組んでいくことが昨年 12 月、第 65 回国連総会で採択された。

# 2. 基本的な考え方

ビジネス、自治体を含む国内の幅広い層に対し、<u>愛知目標の達成に資する具体的な行動を促す新たな重点期間</u>と位置づけ、<u>各セクターによる活動の発表や連携</u>の場の提供、関連事業の実施及び促進等を図る。

### 3. 具体的な事業内容

# (1)委員会の設立

昨年度の国際生物多様性年国内委員会(地球生きもの委員会)を発展的に改組した「国連生物多様性の 10 年日本委員会」を設立する。

# (2)委員会事業の実施

①国民運動の呼びかけ

各セクターが 10 年の行動戦略を立案・策定し、取組を進める活動を「国民運動」として呼びかける。

②生物多様性全国ミーティングの開催 開催地等の協力を得て毎年開催し、各セクターが自らの取組の計画、進捗等 を発表する場とする。

③連携事業の認定

国連の 10 年の推進にふさわしい事業を「連携事業」として認定する。

#### 4. 生物多様性自治体ネットワーク(仮称)の設立

生物多様性に関連する積極的な取組を行っている自治体に対し、「生物多様性自治体ネットワーク(仮称)」を組織することを呼びかけ、上記 10 年委員会の構成メンバーのひとつに位置づける。

# 5. スケジュール

9月1日 国連生物多様性の 10 年日本委員会の設立及び第1回会合

10 月7日 第1回生物多様性自治体ネットワーク総会の開催

10月29日 第1回生物多様性全国ミーティングの開催

# 「国連生物多様性の 10 年日本委員会」設立趣意書(案)

#### 1. はじめに

私たちの暮らしは、水や空気、食べ物や紙、木材など、生物多様性からの恵みに支えられています。しかし、現在、地球は歴史上6度目の大量絶滅の危機を迎え、かつてないスピードで生物多様性が失われつつあります。この危機は私たち人間が招いたものです。

昨年10月、愛知県名古屋市において生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催されました。COP10では、「2050年までに自然と共生する世界を実現する」というビジョンをもった新たな戦略計画が採択され、2020年を達成年とする「愛知目標」が誕生しました。また、ABS名古屋議定書、SATOYAMAイニシアティブなどが合意されました。

今後は、これらの成果を踏まえ、自然と共生する世界の実現のために、とりわけ、愛知目標、SATOYAMA イニシアティブの実現のために、すべてのセクターの参加を得て、息の長い、粘り強い取組みを進めていくことが必要です。

また、COP10 の開催国として、各国に取組みを促していくことも議長国としての責務です。

国連は、愛知目標を実現していくため、2011年から2020年までの10年間を「国連生物多様性の10年」とすることを決定しました。本年3月11日の大震災を踏まえると、生物多様性を基軸として地域のあり方を考えることは、地域の特性を活かした土地の利用、文化の継承、産業の発展につながり、新たな国土像・社会像の形成にも貢献することになります。

このため、「地球生きもの委員会」の役割を引き継ぎ、愛知目標等を実現するために、あらゆるセクターの参画と連携を推進する「国連生物多様性の 10 年日本委員会」を設立いたします。

# 2. 日本委員会の役割

「国連生物多様性の10年日本委員会」は、日本の主要なステークホルダーの参画を得て設立し、上記のような目的を実現するため、愛知目標の達成に取り組む各セクターの後押しからグローバルなネットワークづくりまで、幅広く取り組みます。

- (1) 各セクター、地域における取組みのサポート 各セクターの様々な取組みの認定や支援、全国的ネットワークづくりの サポート、IT 等を活用した PR 等を通じて、各セクターや地域における活 動のサポートを行います。
- (2) セクター間の連携の促進 各セクターの取組みを有機的に結びつけ、よりパワフルで実りある広がりを促進します。
- (3)経済的な意義の普及 生物多様性に関する取組を経済活動に取り込むことが有する意義を確認し、産業界をはじめとする各セクターの取組と連携を促します。

#### (4) 国民的理解と参画

インターネット、マスメディア、映像を含む種々のツールを活用し、また、「地球いきもの応援団」に参加している多くの著名人の協力を得て、生物多様性に関する国民的な理解を広め、愛知目標の達成に向けたすべての国民の参加を促します。

- (5) 生物多様性国家戦略改定へのインプット 各セクターの意見をくみ上げ、COP10 での成果を踏まえて新たに作成 する生物多様性国家戦略にインプットします。
- (6) グローバルなネットワークづくり 英国、フィンランド等において設立された国内委員会とのネットワー クづくりを進めるとともに、世界各国に対し国内委員会の設立を働きか けます。

# 3. 各セクターへの期待

「国連生物多様性の10年日本委員会」は、各セクターと連携して、国全体あるいは国際的な生物多様性の取組みに貢献していきます。そのためにはそれぞれのセクターによる取組みが非常に重要です。各セクターには、例えば以下のような取組みを期待します。

- (1)愛知目標を踏まえ、各セクターが目指す生物多様性目標を設定すること。
- (2) 上記目標を達成するため、各セクターやその構成員による様々なアクションを実行に移すこと。また、取組状況や成果をセクター内で共有し、 発信すること。
- (3) 各セクター間の情報共有や連携を進めるため、情報発信を行うとともに 全国ミーティングなどに参加し、他のセクターとの連携を強めること。
- (4) セクター内の連携を目的とした全国規模のネットワークを形成すること。

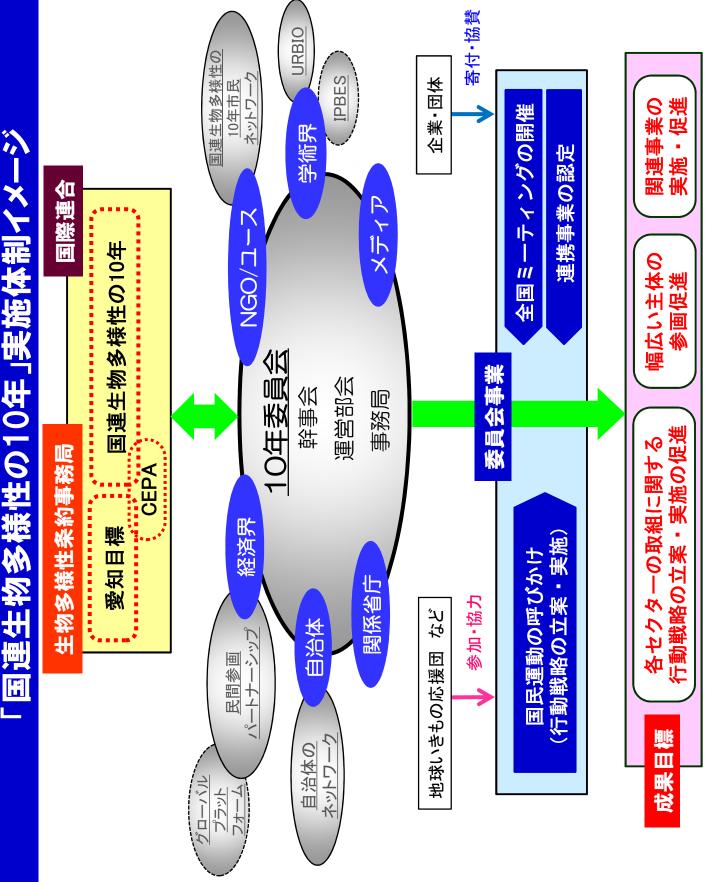
#### 4. 国民への呼びかけ

将来世代にわたって安全安心な暮らしを実現していくためには、自然と共生し、生物多様性の恵みを大切にする社会への転換が必要です。また、それが「愛知目標」の目指す社会像であると考えます。

本年3月11日、日本をおそった巨大地震は、東北から関東に甚大な被害をもたらすとともに、日本社会全体に深刻な影響を与えました。被災者の方々の苦しみと地域の復興は、国民全員で支えていかなければならないものです。

それとともに、今回の震災を踏まえ、社会やライフスタイルのあり方についても見直す必要があります。例えば、地域社会を生物多様性と共生した循環型・自律型のものとするといった発想もあるでしょう。「国連生物多様性の 10 年日本委員会」は、これから私たちが目指していくべき国土像・社会像を議論し、描いていく場でもあります。

地球の未来のため、子どもたちの未来のため、いま、皆さんの力が必要です。日本、そして世界における新しい社会を目指し、ともに力をあわせましょう。



# 国連生物多様性の10年日本委員会 委員名簿

(案)

<学識経験者・有識者・文化人>

(アイウエオ順)

(地方自治体)

岩 槻 邦 男 東京大学 名誉教授

イ ル カ IUCN 親善大使

小 菅 正 夫 北海道大学客員教授

堂本晓子 前千葉県知事、元 IUCN 副会長

山 岸 哲 財団法人 山階鳥類研究所 名誉所長

涌 井 史 郎 東京都市大学 教授

生物多様性自治体ネットワーク(※設立予定)

### <関係団体>

社団法人 日本経済団体連合会 (経済界) 公益社団法人 経済同友会 (経済界) 日本商工会議所 (経済界) 公益社団法人 日本青年会議所 (経済界) 社団法人 日本新聞協会 (メディア) 社団法人 日本民間放送連盟 (メディア) 国際自然保護連合日本委員会(IUCN-J) (保全•普及啓発) 社団法人 日本植物園協会 (保全•普及啓発) 社団法人 日本動物園水族館協会 (保全•普及啓発) 財団法人 日本博物館協会 (保全•普及啓発) (保全•普及啓発) 国連生物多様性の10年市民ネットワーク 社団法人 CEPAジャパン (保全•普及啓発) 生物多様性ユースネットワーク(ユース会議) (保全•普及啓発) (保全•普及啓発) 一般財団法人 自然公園財団

#### く関係省庁>

外務省

文部科学省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

注)下線:地球生きもの委員会から追加された団体

# 国連生物多様性の10年日本委員会 幹事名簿 (案)

### <委員長代理>

### <関係団体>

社団法人 日本経済団体連合会 (経済界) 公益社団法人 経済同友会 (経済界) 日本商工会議所 (経済界) 公益社団法人 日本青年会議所 (経済界) 社団法人 日本新聞協会 (メディア) 社団法人 日本民間放送連盟 (メディア) 国際自然保護連合日本委員会(IUCN-J) (保全•普及啓発) 社団法人 日本植物園協会 (保全•普及啓発) 社団法人 日本動物園水族館協会 (保全•普及啓発) 財団法人 日本博物館協会 (保全•普及啓発) (保全•普及啓発) 国連生物多様性の10年市民ネットワーク 社団法人 CEPAジャパン (保全•普及啓発) 生物多様性ユースネットワーク(ユース会議) (保全•普及啓発) 一般財団法人 自然公園財団 (保全•普及啓発) 生物多様性自治体ネットワーク(※設立予定) (地方自治体)

# く関係省庁>

外務省

文部科学省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

注) 下線: 地球生きもの委員会から追加された団体

# 国連生物多様性の10年日本委員会 運営部会構成員名簿 (案)

(アイウエオ順)

岩 間 芳 仁 経団連自然保護協議会 事務局長

小 倉 厚 子 株式会社オレンジページ 代表取締役社長

川 廷 昌 弘 社団法人CEPAジャパン 代表理事

黒 田 大三郎 環境省 参与

福島宏希 エコリーグ(全国青年環境連盟) 事務局長

涌 井 史 郎 東京都市大学 教授

# 「国連生物多様性の 10 年日本委員会」設置要綱

(案)

(名称)

第1条 本会は、「国連生物多様性の 10 年日本委員会」(略称「10 年委員会」、以下「委員会」 という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、愛知目標を達成するため、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体 における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組を促進し、各セクター相互の情報 交換及び連携を進めることを目的とする。

#### (事業)

- 第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。
  - (1) 愛知目標の達成のために有効な方針の検討
  - (2) 愛知目標の達成に向けた各セクターの活動に関する意見や情報の交換
  - (3) 本委員会の目的に合致する連携事業の認定
  - (4) その他、生物多様性に関する社会の認識の向上に資する事業等の実施に係る方針の検討等

#### (委員会)

- 第 4 条 委員会は、委員会での審議のほか、幹事会及び運営部会から受けた報告に基づく審議、 調整を行い、委員会としての意思決定を行う。
  - 2. 委員会は、次の各号に該当する委員により構成する。
  - 7. 学識経験者・有識者・文化人のうち、生物多様性の保全や持続可能な利用に関して造詣のある者
  - イ. 次の a.から d.に該当する機関・団体に所属する者
    - a. 経済界
    - b. メディア
  - c. 生物多様性の保全に関する専門的な知見を有する団体または生物多様性の普及啓発に 関する活動を行っている団体
    - d. 地方自治体
  - り. 国の関係行政機関に所属する者
  - 3. 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
  - 4. 委員会には委員長及び委員長代理を置く。
  - 5. 委員長は、委員会委員の互選により定め、委員長代理は委員長が指名する。
  - 6. 委員長は、委員会の事務を総理し、その会議の議長を務める。
  - 7. 委員長に事故がある時は委員長代理がその職務を代理する。
  - 8. 委員長及び委員長代理の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### (幹事会)

- 第5条 委員会には、委員会の下部組織として幹事会を設置する。
  - 2. 幹事会は、委員会で審議を行う個別の検討事項等に関して事務的に検討することを目的とする。
  - 3. 幹事会は、委員(第4条第3項7.号に係る委員を除く)及び国の関係行政機関が、その所属する機関または団体に属する者の中から指名した幹事及び委員長代理で組織する。

- 4. 幹事会には幹事長及び幹事長代理を置く。
- 5. 幹事長は委員長代理が兼ね、幹事長代理は幹事長が指名する。
- 6. 幹事長は、幹事会の事務を総理し、その会議の議長を務める。
- 7. 幹事長に事故がある時は幹事長代理がその職務を代理する。
- 8. 幹事長及び幹事長代理の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 9. 幹事会は、幹事及び幹事長により構成し、過半数の出席をもって成立する。

#### (運営部会)

- 第6条 幹事会には、幹事会の審議及び運営に関する事項その他幹事長が必要と認めた事項について検討を行うため、運営部会を設ける。
  - 2. 運営部会は、幹事の中から幹事長が指名する者により組織する。なお、幹事長が必要と認めた場合は、幹事以外の有識者等若干名を運営部会に参加させることができる。
  - 3. 運営部会の運営については運営部会において定め、幹事会に報告する。

#### (会議)

- 第7条 委員会及び幹事会の会議は、委員総数または幹事総数の過半数の出席をもって成立する。
  - 2. 委員会及び幹事会の会議において承認を要する議事については、出席委員または出席幹事の 過半数でこれを決することとし、可否同数のときは議長の決するところによる。
  - 3. 委員長または幹事長は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、専門的知識を 有する具体的候補者を選定のうえ、委員会または幹事会の会議に呼ぶよう事務局に指示するこ とができる。

#### (事務局)

第8条 委員会の事務局は、環境省自然環境局生物多様性地球戦略企画室内に置く。委員会、幹事会及び運営部会に関する庶務は、事務局が行う。

### (経費)

第9条 委員会の運営及び実施事業に関する経費は、環境省の支出及び一般からの寄附金その他の収入をもってこれを支弁する。

#### (設置期間)

第10条 委員会の設置期間は、平成23年○月より平成33年3月までとする。

#### (情報//開

- 第 11 条 委員会の会議は原則公開とし、公開する情報及び情報公開の方法については委員会で 定める。
  - 2. 幹事会及び運営部会の会議は原則非公開とするが、議事要旨は事務局がとりまとめ、必要に応じて公表する。

#### (設置要綱の改正等)

- 第12条 本要綱の改正は、委員会委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う。
  - 2. この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は委員長が定める。
  - 3. 前項により委員長が定めた事項については、おって委員会に報告する。

#### 付則

(施行期日) この要綱は、平成23年○月○日から施行する。

# 国連生物多様性の 10 年記念行事 in あいち・なごや(案)

#### 1. 概要及び目的

日本国内における国連生物多様性の 10 年の実施のため、核となるイベントとして「生物多様性全国ミーティング」を開催し、愛知目標実施のための各セクターの戦略の策定、関係者の取組の促進と情報共有を図る。

開催に当たっては、COP10 開催地である愛知県及び名古屋市からの協力を得て、COP10 一周年を記念するような一連のイベントを組み合わせる形で実施する。

#### 2. 日程案

#### (1)いきもの交流フェスタ

日程: 平成 23 年 10 月7日(金)~9日(日)

会場:オアシス 21、NHK 名古屋放送センタービル他

内容:ステージイベント、ブース出展等

主催:愛知県

共催:国連生物多様性の10年日本委員会(予定)、環境省、名古屋市

#### (2)第1回生物多様性全国ミーティング

日程: 平成 23 年 10 月 29 日(土)

会場:名古屋国際センター

内容:基調講演、セクター別プレゼン、パネルディスカッション、ブース展示等

主催:国連生物多様性の10年日本委員会(予定)、環境省

共催:愛知県、名古屋市

#### (3)「震災と生物多様性」シンポジウム

日程: 平成 23 年 10 月 30 日(日)

会場:ナディアパーク デザインホール

内容:基調講演、全国ミーティングの結果報告、パネルディスカッション等

主催:名古屋市

共催:国連生物多様性の10年日本委員会(予定)、環境省、愛知県

# 「国連生物多様性の10年記念行事 in あいち・なごや」 第1回生物多様性全国ミーティングの概要(案)

#### 1. 主催者

主催:国連生物多様性の10年日本委員会(予定)、環境省

共催:愛知県、名古屋市

### 2. 開催期日及び場所

平成 23 年 10 月 29 日 (土)

名古屋国際センター 別棟ホール (シアター形式:250席;スクール形式:180席)

# 3. 暫定プログラム (調整中)

10月29日(土)13:30~17:00

<オープニング> 35分

- ○開会挨拶
- 環境省
- 大村秀章 愛知県知事
- ・河村たかし 名古屋市長
- ・MISIA 生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) 名誉大使(ビデオメッセージ)

#### <基調講演> 10分

~国連生物多様性の10年日本委員会の設立・今後の展開~

#### <発表> 40分

- ~「国連生物多様性の10年」に向けた各セクターの取組状況・今後の方針~ 各セクターの全国代表
  - ・生物多様性民間参画パートナーシップ
  - ・UNDB 市民ネットワーク
  - ・生物多様性自治体ネットワーク
  - 政府(環境省) 等

(休憩:15分)

# <パネルディスカッション> 110分

~「国連生物多様性の10年」に向けた地域の取組~ モデレーター:

パネリスト:

<u>各セクターの地元代表</u>(経済界、メディア、NGO、自治体、中部 REO 等)

・地球いきもの応援団(1名程度) 等

#### 4. その他

- 10月28日(金)には、各セクターが事前打ち合わせを行えるよう会場を用意。 名古屋国際センター
  - ・別棟ホール(シアター形式:250 席;スクール形式:180 席)
  - ·研修室×3 (54 席、63 席、51 席)

# 「国連生物多様性の 10 年」国際キックオフイベントの 実施について(案)

# 1. 概要及び目的

「国連生物多様性の10年」は、愛知目標の達成に貢献するため、国連システム全体で生物多様性の保全等に向けた取組を促進することを目的として、国連により定められた。

これを受けて、愛知目標の達成に向けた機運を国際的に盛り上げるための「国連生物多様性の10年」のキックオフイベントとともに、主に開発途上国の支援を目的とした「生物多様性国家戦略に関する国際ワークショップ」を、国連大学、生物多様性条約事務局、環境省等が連携・協力して開催するもの。

# 2. 日程(予定)

「国連生物多様性の10年」国際キックオフイベント

日 時: 平成23年12月17日(土) ~19日(月)

場 所:石川県金沢市(予定)

主 催:国連大学、生物多様性条約事務局、環境省 ほか (予定)

共 催:国連生物多様性の10年日本委員会(予定)ほか

概要:〇式典・シンポジウム

- ○「生物多様性国家戦略に関する国際ワークショップ」
- 〇 記念フォーラム
- 〇 エクスカーション